

## 笠間市社会教育委員に関する条例の概要

### 1. 趣旨

地域主権一括法による「社会教育法」(昭和24年法律第207号)の一部改正に伴い,これまで同法で規定していた社会教育委員の委嘱の基準について市が定めるものです。

### 2. 条例改正の考え方

社会教育委員の委嘱の基準については,社会教育法と同じ内容の基準を条例で改正します。

基準の内容	現行基準	市の考え方	
		市の基準	理由
社会教育委員の委嘱の基準について	社会教育法	現行の基準と同じ	独自基準を設ける特別の事情がないと判断